# 建築工事特記仕様書

## Ⅰ．工事概要

1．工事名称　沖縄都市モノレール展示棟改修設計（建築・解体工事）

2．工事範囲
建築工事の工事範囲は下記の○印による。

| 見積項目 見積区分 | 見積項目 工事項目 | 工事範囲 本工事 | 工事範囲 別途工事 | 見積項目 見積区分 | 見積項目 工事項目 | 工事範囲 本工事 | 工事範囲 別途工事 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建築本体 | 仮設 | ⊙ | | 昇降機設備 | エレベーター設備 | ・ | |
| | 土工 | ・ | | | エスカレーター設備 | ・ | |
| | 地業 | ・ | | | ダムウェーター設備 | ・ | |
| | 躯体 | ・ | | | カーリフト設備 | ・ | |
| | 外装 | ⊙ | | | | | |
| | 内装 | ⊙ | | | | | |
| | | | | 特殊設備 | 機械式駐車設備 | ・ | |
| | | | | | ゴンドラ設備 | ・ | |
| | | | | | 搬送設備 | ・ | |
| | | | | | ゴミ処理設備 | ・ | |
| 外構 | 舗装 | ・ | | | | | |
| | 排水 | ・ | | 敷地造成 | 敷地造成 | ・ | ・ |
| | 植栽 | ・ | | | 整地 | ・ | ・ |
| | 門・塀 | ・ | | | | | |
| | 附属建家 | ・ | | | | | |
| | 駐車場関連 ※A85参照 | ・ | ・ | 解体・撤去 | 解体・撤去 | ⊙ | ・ |
| | | | | | 埋設物撤去 | ・ | ・ |
| | | | | | 工作物撤去 | ⊙ | ・ |
| | | | | | | | |
| | | | | その他 | | | |

## Ⅱ．建築工事仕様

### 1．仕様書の適用

a　図面および特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成3年版）」（以下「標仕」という。）による。

b　設計図書の優先順位は次のとおりとする。
（1）見積要項書（現場説明書・質問回答書・追加変更指示書を含む）
（2）特記仕様書
（3）図面
（4）標仕
（5）その他　※無・有（　　）

c　各工事において、他の工事と関連ある事項はそれぞれの特記仕様書および標準仕様書（機械設備工事、電気設備工事）による。

d　「標仕」1章の一般共通事項は総て本特記仕様書1章を適用するほか、軽微な事項は監理員の指示による。

e　本特記仕様書および「標仕」に記載されていない基準等については、（社）日本建築学会「建築工事標準仕様書」の最新版に準拠する。

### 2．特記仕様の取扱い

a　1章及び2章の項目および特記事項は全て適用する。3章以降の項目および特記事項は設計図にあるものを適用する。

b　特記事項は
（1）⊙　印の付いたものを適用する。
（2）⊙　印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
（3）⊙　印と　㊙　印の付いた場合は、共に適用する。
（4）⊙　印と　※　印の付いた場合は、⊙　を適用し ※ は適用しない。

c　特記事項に記載の（　．　．）内の表示番号は、「標仕」の当該項目、当該図または当該表を示す。

d　各項目の数字の前に「※」印がつくものは特記事項を選択する項目を示す。

e　2章以降で項目の番号にアンダーラインがあるものは、「標仕」に該当項目が無い項目を示す。

f　品質性能上、製造者名を記入する場合は五十音順とし、「株式会社」等の記載は省略する。（　）内は製品名を示す。

### 3．発注方式

a　各工事の発注区分および工事範囲

| 区分 / 工事名 | 発注区分番号 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 工事範囲 分割工事等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 建築 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⊙一式　・ |
| 電気設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ⊙一式　・ |
| 空調設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ⊙一式　・ |
| 衛生設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ⊙一式　・ |
| 昇降機設備 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・一式　・ |
| | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・一式　・ |
| 備考 | ・縦の同列に○印のあるものを同じ発注区分とする。 | | | | | | |

b　コストオンとなる工事（工事の種類と発注区分）
⊙無　　・有（　　）

c　本工事期間内に行われる別途工事の種類
⊙無　　・有（　　）

| 章 | 項目 | 特記事項 |
|---|---|---|
| 1章一般共通事項 | | **1節　一般事項** |
| | ① 用語の定義 | a　建築主　本工事の請負契約の当事者である発注者<br>b　監理員　本工事の請負契約書に記名捺印した監理者およびその代理として実務を行う担当者。尚、「標仕」用語の「監督職員」は「監理員」と読み替える。<br>c　請負者　本工事の請負契約の当事者である請負者及び約款により定められた現場代理人。<br>d　施工者　請負者の総括のもとに工事に携わる職別下請業者。<br>e　承　認　請負者がその責任において立案した事項を書面で監理員に提出し、監理員が書面をもって了解すること。尚、「標仕」の「承諾」の用語を「承認」と読み替える。 |
| | ② 官公署手続 | a　本工事の着工から竣工までに必要な諸官公署などへの届出書類は、すべて請負者が作成し手続きをする。届出に要する費用は請負者負担とする。<br>b　本工事着工後すみやかに官公署手続提出予定一覧表を監理員に提出する。 |
| | ③ 書類の書式等 | a　書類を提出する場合の書式は監理員による。 |
| | ④ 別途工事（発生した場合） | a　施工上密接に関連する別途工事については、請負者は別途工事請負者と協力し、工事全体の円滑な施工に努める。<br>b　請負者は別途工事請負者と互いの工事の取り合い、施工順序などを協議し、監理員に報告する。<br>c　請負者は工事用の足場、運搬設備、電力、給排水などの利用について別途工事請負者に便宜を図る。費用負担は別途工事請負者と協議する。 |
| | ⑤ 疑義 | a　次のいずれかに該当する場合は、その部分の施工前に質疑事項を質疑書に記載し監理員に提出し、その回答を得た後施工する。<br>（1）設計図書相互の間で内容が一致しない場合。<br>（2）設計図書の内で不明または理解困難な箇所がある場合。<br>（3）納まりなどの関係で設計図書の通りとすると不具合の発生が予想される場合。<br>（4）予測不可能な特別の状態が発生し、設計図書に示された条件を満たすことが不都合または不可能になった場合。<br>（5）別途工事との内容に相違がある場合。<br>b　設計図書中に代表箇所のみが表示され、その他の部分が省略されている場合は、代表的箇所に準じて施工する。<br>c　設計図書に表示されていない事項でも、技術上、施工上もしくは保安上欠くことのできない物は、監理員と協議の上、請負者の責任において施工する。 |
| | ⑥ 軽微な変更 | a　現場の納まり、取合いなどの関係で、材料の寸法、仕様、工法、取付け位置または取付け方法などを多少変更し、または取付け数量を多少増減するなどの軽微な変更は監理員の指示により行う。この場合請負代金額の増減はしない。 |
| | ⑦ 設計変更 | a　部分的な変更または一部の追加工事などに関して請負代金額に増減が生じた場合には、請負者は施工に先立ち、そのつど工事費の増減を精算した内訳明細書を監理員に提出して、書類によって承認を受けた後に施工する。これらの場合の工事単価は、原則として請負代金内訳書の（出精値引率を掛けた）単価とする。<br>請負代金内訳書にない材料等を新たに用いる場合、原則として請負代金内訳書にある類似の材料等と同程度の値引率（出精値引を含む）の単価とする。 |
| | ※8 工事費に含まれる費用 | a　工事施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設と復旧。<br>b　工事期間中の官公署への必要な届出、手続き、検査対応などの費用。<br>c　工事用機器、材料などの取入れに必要な搬入口および通路の設置とそれらに伴う補強、および後片付け。<br>d　工事目的物に含まれる諸設備（電気、ガス、上下水道、DHC等）の工事中の使用料金。<br>e　施工、材料および製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用。なお、現場以外で行う製品検査などに要する建築主及び監理員の交通費及び宿泊費を含むものとする。<br>f　式典費用<br>※起工式（起工時の安全祈願のみ実施）・上棟式・定礎式・竣工式⊙なし |
| | ⑨ 工事費に含まれない費用 | 次に示す費用は建築主の負担とする。<br>a　予測しなかった大規模の地下埋設物および障害物の撤去費用。ただし、請負者は撤去前に調査資料および見積書を監理員に提出すること。<br>b　敷地外の電力、ガス、上下水道の引込み負担金。<br>c　近隣との紛争解決に要する費用。ただし、工事施工に起因するものは請負者の負担とする。<br>d　工事施工上の問題以外のＴＶ電波障害の調査および対策に対する費用。<br>e　起工式以外の特記にない大がかりな式典費。ただし、式場の設営に請負者は協力する。<br>f　登記に要する費用。 |
| | ※10 受電後の基本料金 | a　工事費に　※含まない　・含む（試運転用も含む　） |
| | ⑪ 特許権、著作権 | a　特許権、実用新案権、意匠権、商標権など日本国の法令にもとづく第三者の権利の対象となっている工事材料・建築設備の機器、施工方法などを使用するときは、請負者の責任において必要な手続きを行い、費用を負担する。<br>b　工事の施工上の必要から材料、機構または工法に関する特許権などを出願する場合は、あらかじめ監理員と協議し許可を得る。<br>c　施工図などの著作権に係る本建築物に限る使用権は、発注者に移譲する。<br>d　本設計図書の著作権は、株式会社松田平田設計に帰属する。 |
| | ⑫ ＣＡＤ図面 | a　本設計図書のＣＡＤ図面データーの著作権については、株式会社松田平田設計に帰属する。<br>b　竣工図を作成するためにＣＡＤ図面データーを利用する場合は、監理員に申し出て、貸出しについての契約を取り交わす。<br>c　ＣＡＤ図面データーを無断で複写したり、目的外に使用してはならない。 |
| | ※13 発生材の処理等 | a　発生材の処理<br>特別管理産業廃棄物　㊙無　・有（　　）<br>引渡しを要するもの（　　）<br>汚染土壌　㊙無　・有<br>再利用を図る発生材　・　・　・<br>再資源化を図る発生材　・　・　・<br>㊙場外搬出適切処理<br>b　セメント・コンクリート廃材等のうち再生可能なものは、原則としてすべて再生プラントへ搬入等を行い再資源化を図る。<br>c　建設副産物の処理の方法・処分場所の選定には十分配慮し、関係法規等を遵守し適切な処分を行い監理員に報告する。また、環境破壊、周辺からの苦情、事故等が発生しないよう十分注意する。 |
| | 14 部分使用・部分引渡 | a　契約者および設計図書により部分使用、部分引渡の指定がある場合、法令にもとづいて必要となる手続きについて建築主に協力する。 |
| | ⑮ アスベスト調査・報告 | a　床、巾木、壁、天井、ダクト、シールの材料について、アスベスト含有の可能性がある場合、サンプリングをすること。サンプリング箇所は解体図を参照。<br>※上記外に調査が必要と考えられる箇所については適宜サンプリングすること。<br>b　サンプリングを行った場合、報告書2部、PDFデータで提出すること。<br>c　図示する調査箇所以外に調査を行う場合は、別途契約とする。 |
| | | **2節　工事関係図書** |
| | ① 書式 | a　工事関係書類の書式は監理員の指示による。<br>b　工事関係書類の書式及び品質管理チェックシートの書式を監理者より供与された場合、データの著作権は、株式会社松田平田設計に属する。<br>請負者はこれらのデータを本工事以外に使用してはならない。又、これらのデータを第三者に譲渡・転貸してはならない。 |
| | ② 監理方針書 | a　次の事項は「監理方針書」による。<br>（1）工事関係書類の提出種類及び部数<br>（2）工程表の作成要領<br>（3）工事運営計画書、施工計画書の作成要領<br>（4）総合図、施工図の作成要領<br>（5）現場検査、製品検査の実施内容<br>（6）その他記載事項 |
| | ③ 監理業務計画書 | a　次の事項は「監理業務計画書」による。<br>（1）施工計画書提出種類<br>（2）総合図提出種類<br>（3）施工図提出種類<br>（4）請負者または監理員が行う検査の種類<br>（5）監理体制及び監理員氏名<br>（6）その他記載事項 |
| | ④ 品質管理チェックシート | a　現場で行う検査は「品質管理チェックシート」を用いる。<br>ただし、監理員の許可があれば、この限りではない。<br>b　全数検査<br>部位ごとの配筋施工後、速やかに下記の内容に対して全数検査を行い、柱配筋チェックシート、大梁配筋チェックシートにまとめ、施工写真と合わせて監理員に提出すること。<br>※柱　　：主筋径、主筋本数、フープ径、ピッチ<br>※大　梁　：主筋径、主筋本数、スターラップ径、ピッチ<br>・耐震壁　：縦筋径、ピッチ、横筋径、ピッチ |
| | ⑤ 工程表 | a　本工事の着手に先立ち、実施工程表、仕上工事に先立ち仕上工程表を作成し、監理員の承認を受ける。変更の必要が生じた場合は、監理員と協議するとともに、施工などに支障がないよう適切な措置を講ずる。<br>b　監理員の指示により、週間工程表、月間工程表および工事別工程表を作成し、監理員に提出する。<br>c　実施工程表及び仕上工程表に毎月の進捗ラインを記入し、監理員の指示により会議室等に掲示する。<br>d　２週間以上の工程遅延が発生した場合は、遅延理由、対策、工程回復時期を記載した報告書を作成し現場代理人が記名捺印の上、監理員に提出する。 |
| | ⑥ 承認工程表 | a　工事着手後すみやかに総合図、施工図および施工計画書の承認工程表を作成し、監理員と協議する。<br>b　承認工程表に毎月の進捗ラインを記入し、監理員の指示により会議室等に掲示する。 |
| | ⑦ 月間工事報告書 | a　工事着手の日から工事の進捗状況を記録した月間工事報告書を作成し、監理員に提出する。<br>b　提出時期は翌月の７日以内を原則とする。 |
| | ⑧ 工事運営計画書 | a　工事着手にあたり、工事運営計画書を作成し、監理員に提出する。 |
| | ⑨ 施工計画書 | a　各工種の施工計画書を監理員に提出し、監理員の承諾を受けた後、各工種の施工に着手する。 |
| | ⑩ 総合図 | a　各工事の施工に先立ち、各施工図の基準図となる総合図を作成する。<br>b　監理員の指示により、建築工事請負者が元図（平面図、展開図、天井伏図等）を作成する。設備その他の各関連工事各施工者は、協力して各工事の機器類等を元図に記載し、相互調整を行う。 |
| | ⑪ 施工図 | a　当該工事の施工に先立ち、施工図を作成し、監理員の承認を受ける。<br>b　設計図書と施工図の内容照合は請負者の責任において確実に行う。<br>照合の証としてチェック図に現場代理人が捺印し、監理員に提出する。 |
| | ⑫ 施工図等の承認手順 | 本工事の請負契約書に記名捺印した監理者（以下「甲」という。）は、本工事の請負契約の当事者である請負者（以下「乙」という。）に対し、以下のとおり施工図等の承認行為を行う。これに対して乙が工事着手後１週間以内に文書にて甲に異議を申し出ない場合は、乙が以下の通り同意したものとみなす。<br>記<br>甲の承認を必要とする施工図等を乙が甲に提出したときは、甲はこれに受領印を押印して返却するものとする。なお、受領後１週間以内に甲が書面をもって異議の申立を行わない場合は、提出した施工図等は甲によって承認されたものとして、乙はその施工図等に基づいて着手できるものとする。 |
| | ⑬ 模型、型板、見本 | a　工事を完成させるために必要な軽微な模型、型板、見本などは、請負者の負担により施工に先立ち、監理員の指示により製作して、承認を受ける。<br>b　承認を受けた見本は、使用箇所、承認日時を付けて整理し、完成引渡し時まで保管する。 |
| | ⑭ 工事状況等の報告 | a　監理員の指示がある場合は、工事状況、部分的施工状況などをデジタルカメラにて撮影し、すみやかにＥメールで監理員に送付すること。<br>b　アンカーボルトの施工記録<br>※符号ごと　　・全数<br>アンカーボルトの施工後、速やかに下記の記録及び施工写真（符号ごと）を監督員に提出する事。<br>受入検査　：　材質、径、長さ、形状<br>工程内検査　：　配置、定着長さ<br>締付後検査　：　締付力、余長<br>c　ＰＣａ柱の施工記録<br>※全数　　・符号ごと<br>ＰＣａ柱のグラウド注入後、速やかに注入確認記録及び施工写真（符号ごと）を監理員に提出する事。 |
| | ⑮ 送付 | a　工事関係図書の送料は請負者負担とする。 |
| | | **3節　工事現場環境** |
| | ① 工事現場の安全 | a　工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、その他関係法令などに従ってこれを行う。<br>b　工事現場内の危険箇所の点検は十分行い、必要な安全設備および表示を行う。<br>c　火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シートなどを設け、火災の防止措置を講ずる。 |

revisions

松田平田設計

Project　▪ 沖縄都市モノレール展示棟改修設計

| 日付 | 代表となる設計者 | その他の設計者 |
|---|---|---|
| | 一級建築士 第288352号 柴田 隆之 | |

特記仕様書-1

scale　NON

建築

A002

A3